

令和 2 年第 2 回定例会

総務企画常任委員会会議概要

委員長 木戸 喜美男

副委員長 藤原 浩平

1 開催日 令和2年6月15日（月曜日）

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

議案第106号 青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第112号 青森市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第113号 青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第115号 青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第116号 契約の締結について（青森市立浪館小学校校舎屋根・外壁改修工事）

議案第117号 契約の締結について（青森市中央卸売市場青果低温倉庫低温設備改修工事）

○出席委員

委員長	木戸喜美男	委員	渡部伸広
副委員長	藤原浩平	委員	大矢保
委員	赤平勇人	委員	奥谷進
委員	竹山美虎	委員	渋谷勲
委員	長谷川章悦		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	能代谷潤治	税務部参事	兼平一成
税務部長	梅田喜次	総務課長	佐藤秀彦
総務部次長	大久保文人	納税支援課長	松本和久
危機管理監	牧野豊	資産税課長	堰野端活昭
総務部参事	三上智幸	関係課長等	
税務部次長	工藤哲也		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主事	高木涉	議事調査課主査	小山隆
議事調査課副参事	櫻田新司		

○木戸喜美男委員長 ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。

本日の案件に先立ち、私から申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本日の理事者の出席については、5月13日開催の議会運営委員会で決定した令和2年第2回定例会の運営スキームに基づき、いわゆる3つの密を最小限とするため、今期定例会で本委員会に付託された議案に対する説明を求める理事者のみの出席とし、当該理事者については、審査案件ごとに入れ替えることといたします。

このため、本日の議案の審査順序については、まず、税務部に関連する議案第106号及び議案第113号の審査を行い、審査終了後、理事者を入れ替えし、その後、総務部に関連する議案第112号、議案第115号、議案第116号及び議案第117号の審査を行いたいと思います。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 それでは、本日の案件に入ります。

今期定例会において、本委員会に付託されました議案6件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第106号「青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

○梅田喜次税務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第106号「青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

今回の改正は、令和2年度の税制改正による地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に、また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置による同法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、青森市市税条例等において必要な事項について改正しようとするものです。

資料は3つであり、資料1は令和2年度の税制改正によるもの、資料2は新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の税制上の措置によるもの、資料3は新旧対照表となっております。

最初に、資料1の令和2年度の税制改正による青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

主な改正内容は、表紙に記載のとおり、個人住民税・市たばこ税・固定資産税・国民健康保険税に係る5点ですが、それぞれの改正内容について、順に御説明申し上げます。

初めに、1ページを御覧ください。

1点目は、個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等についてです。

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親との間の不公平を同時に解消

するための見直しとなっております。

具体的には、婚姻歴の有無や男女の性別にかかわらず、生計を同じにしている子を持つ、前年の合計所得金額 500 万円以下である単身者について、ひとり親控除として同一の控除額 30 万円を適用するものです。

それ以外の寡婦につきましては、引き続き控除額 26 万円が適用されますが、所得制限を設定し、前年の合計所得金額が 500 万円以下の場合にのみ適用されることとなります。

また、男性の寡夫控除につきましては、これまでの控除額 26 万円を 30 万円に拡大し、名称も「ひとり親控除」とするものです。

さらに、前年の合計所得金額が 135 万円以下である未婚のひとり親についても、個人市民税の非課税措置を適用するものです。

2 ページを御覧ください。

2 点目は、市たばこ税における軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しについてです。

現行の課税方式では、資料に記載のとおり、紙巻たばこと、これに類似した軽量な葉巻たばことの間には大きな税率格差が生じていることから、軽量な葉巻たばこ 1 本を紙巻たばこ 1 本に換算する方法に改正するものです。

なお、経過措置として、令和 3 年 9 月 30 日までは、1 本当たりの重量が 0.7 グラム未満の葉巻たばこに限り、葉巻たばこ 1 本を紙巻たばこ 0.7 本に換算することとなります。

3 ページを御覧ください。

3 点目は、固定資産税における土地及び家屋を現に所有している者の申告の制度化についてです。

土地及び家屋の登記簿上の所有者が死亡した場合で、相続登記がされていない場合は、市で相続人等の現に所有している者を調査し、氏名・住所等の必要な事項の申告を依頼して提出を受けていますが、その調査事務に多大な時間と労力を要しております。

今回の地方税法の改正は、これらを踏まえ、相続登記がされていない場合に、相続人等の現に所有している者に対し、氏名・住所等必要な事項の申告を義務づけるものです。

4 ページを御覧ください。

4 点目は、固定資産税における土地及び家屋の使用者を所有者とみなす制度の拡大についてです。

固定資産を使用している者がいるにもかかわらず、所有者が正常に登記されていないことなどにより、納税義務者である所有者を特定できないことがあり、これまでは災害によって所有者が不明の場合に限って、使用者を所有者とみなして課税できることになっていますが、今回の改正によりまして、災害以外の事由において、

調査を尽くしても固定資産の所有者が明らかにならない場合、実際に使用している者を所有者とみなして課税することができることとなります。

5 ページを御覧ください。

5 点目は、国民健康保険税における中間所得者層に配慮した賦課限度額及び軽減判定所得の見直しについてです。

まず、賦課限度額の引上げについてですが、中間所得者層への負担軽減拡充を図る観点から、国民健康保険税の基礎分に係る賦課限度額を現行の 61 万円から 63 万円に 2 万円引き上げ、介護納付金分に係る賦課限度額については、現行の 16 万円から 17 万円に 1 万円引き上げるものです。

また、軽減判定所得の見直しにつきましては、低所得者への負担軽減拡充を図る観点から、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の 5 割軽減・2 割軽減の判定所得基準について、被保険者の数に乗すべき金額を、5 割軽減については、これまでの 28 万円から 28 万 5000 円に、2 割軽減については、51 万円から 52 万円にそれぞれ引き上げ、軽減対象世帯の拡充を図るものです。

続いて、資料 2 の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の税制上の措置による青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

主な改正内容は、表紙に記載のとおり、市税全般・個人住民税・軽自動車税・固定資産税に係る 6 点ですが、それぞれの改正内容について、順に御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

1 点目は、徴収の猶予制度の特例についてです。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急事態宣言や休業要請により、多くの事業者の収入が急減している状況を踏まえ、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに納期限が到来する地方税について、特例として新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、令和 2 年 2 月から各納期限までの 1 か月以上において、前年同期比でおおむね 20% 以上収入が減少した場合は、無担保かつ延滞金なしで 1 年間徴収を猶予するものです。

2 ページを御覧ください。

2 点目は、個人住民税におけるイベント中止の際に払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応についてです。

政府の自粛要請により、文化芸術・スポーツイベントを中止した主催者に対して、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合に、その放棄した金額を寄附金控除の対象とするものです。

具体的には、所得税において寄附金控除の対象となるものについて、個人住民税の税額控除の対象とし、税額控除割合は県民税が 4%、市民税が 6% となります。

3 ページを御覧ください。

3 点目は、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長についてです。

平成 28 年度税制改正におきまして、県税である自動車取得税の廃止に伴い、失われる税収を一定程度確保し環境インセンティブ機能を高めた形で、軽自動車税に環境性能割が導入され、令和元年 10 月 1 日以後に取得された自家用乗用車から課税されております。

現在、消費税率引上げに伴う軽自動車の取得時の負担感を緩和するための特例措置として、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までに軽自動車を取得した場合、軽自動車税環境性能割の税率を 1 % 分軽減しておりますが、その適用期限を 6 か月延長し、令和 3 年 3 月 31 日までに取得したものを対象とするものです。

4 ページを御覧ください。

4 点目は、個人住民税における住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応についてです。

平成 31 年度税制改正において、令和元年 10 月 1 日の消費税率引上げ時における住宅に係る需要変動の平準化対策として、令和 2 年 12 月までの間、消費税率 10% が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間が 3 年間延長されたところです。

今回の改正では、新型コロナウイルス感染症の影響で住宅建設が遅延し、住宅への入居が遅れた場合でも、期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるようにし、住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものです。

適用要件としては、消費税 10% で取得していることはこれまでと同様ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年 12 月 31 日までに入居できなかったこと、住宅の新築において令和 2 年 9 月 30 日までに契約を締結していること、令和 3 年 12 月 31 日までに入居していることが新たな要件となっておりまして、控除期間はこれまで同様 13 年間となります。

5 ページを御覧ください。

5 点目は、固定資産税における中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置についてです。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対しまして、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の負担を軽減するものです。

対象となる要件につきましては、令和 2 年 2 月から 10 月までの任意の 3 か月間の売上高が、前年の同期間と比べて 30% 以上 50% 未満減少している者については 2 分の 1、50% 以上減少している者については全額、償却資産及び事業用家屋に係る令和 3 年度の固定資産税を軽減することとなります。

この軽減措置は、令和 3 年度課税分に適用されるものですが、令和 2 年度課税分につきましては、1 ページで説明しました 1 年間の無担保かつ延滞金なしの徴収猶予の特例を適用し、加えてこの固定資産税の軽減措置により令和 3 年度課税分を軽

減することで、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、実質的に令和2年度の固定資産税の納税負担を軽減する内容の改正となります。

6 ページを御覧ください。

6 点目は、固定資産税における生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充についてです。

現行制度は、旧モデルに比べ生産性が年平均1%以上向上する機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備を導入した場合、その設備に係る固定資産税を軽減する制度となっていますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、軽減の適用対象を拡大し、事業用家屋と構築物を追加するものです。なお、特例率につきましては、現行制度と同様にゼロといたします。

また、以上の改正のほか、引用する法律における規定の整備等に伴う改正や、字句の整備、条項ずれ等に伴う改正、さらには改元に伴う改正について、所要の規定の整備を行うものです。

これらの条例の関係規定につきましては、資料3の新旧対照表に記載のとおりとなっております。

以上、議案第106号「青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上です。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 最初にお話しされた新型コロナウイルスの影響じゃないほうの4番の土地及び家屋の使用者を所有者とみなす制度の拡大について1点質疑をしますけれども、分からなければ後でもいいんですが、所有者不明の土地というのは今どれぐらいあるのかお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○梅田喜次税務部長 お尋ねの件ですが、本市では、相続人調査を行ってもなお相続人が不存となつている所有者不明の固定資産が86者分、税額として年額約280万円となっております。

以上です。

○木戸喜美男委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 分かりました。

あともう1点、次、新型コロナウイルス対策のほうの1番最初の市税の徴収猶予の件なんですけれども、今、第2弾の市の経済対策も打ち出されて、例えば家賃補助なんかは市税の滞納があれば利用できないということだったと思うんですが、この徴収猶予との関係はどうなるんでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○**梅田喜次税務部長** 徴収猶予を行った方については、サービスの提供が受けられないものと承知しております。

○**木戸喜美男委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** となると、例えば分割納付していた場合もいろんなサービスが制限されていたと思うんですけれども、そういうのと同じ扱いになるということなんですか。

○**木戸喜美男委員長** 答弁を求めます。税務部長。

○**梅田喜次税務部長** 御指摘のとおりでございます。

○**木戸喜美男委員長** 赤平委員、よろしいですか。

○**赤平勇人委員** はい。

○**木戸喜美男委員長** ほかに発言ありませんか。藤原副委員長。

○**藤原浩平副委員長** 固定資産税に関して、資料1の4ページの「改正後」の囲みの中にある「市は、調査を尽くしてもなお」云々とありますけれども、この調査を尽くすという中身について、例えば何か定めが具体的にあるのかどうか、あるとすればその中身についてお知らせください。

○**木戸喜美男委員長** 答弁を求めます。税務部長。

○**梅田喜次税務部長** 担当課長から御説明いたします。

○**木戸喜美男委員長** はい、資産税課長。

○**堰野端活昭資産税課長** 調査の中身でありますけれども、地方税法施行令のほうに定まっております、住民基本台帳及び戸籍の謄本、こういったものの公簿調査、あと必要においては現地での聞き取り調査、これを行ってもなお所有者が不明という場合において課税ができるということで国から示されております。

以上です。

○**木戸喜美男委員長** 藤原副委員長。

○**藤原浩平副委員長** そうすると、先ほどの御答弁で、現在、所有者不明の固定資産が86者分あるというお話がありましたが、これら86者というのは、今の御答弁のありました、いわゆる調査してもなお云々ということではじき出した数字ですか。

○**木戸喜美男委員長** 資産税課長。

○**堰野端活昭資産税課長** そのとおりでございます。

○**木戸喜美男委員長** 藤原副委員長、よろしいですか。

○**藤原浩平副委員長** はい。

○**木戸喜美男委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**木戸喜美男委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 106 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 113 号「青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

○梅田喜次税務部長 議案第 113 号「青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料 1 を御覧いただきたいと思っております。

国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第 2 弾―」において、国内での感染拡大をできる限り防止するために、国民健康保険を担う市町村は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に対して傷病手当金を支給するよう国から要請されたところであります。

この要請を踏まえまして、本市において傷病手当金の支給を可能とするため、青森市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものです。

その概要につきましては、給与等の支払いを受けている被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方に対し、労務に服することができない期間を対象に支給するものであります。

支給額につきましては、直近の継続した 3 か月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した金額の 3 分の 2 を 1 日当たりの支給額とし、この支給額に支給対象となる日数を乗じて得た額となります。また、適用期間につきましては、令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までとし、最長 1 年 6 か月となります。

なお、傷病手当金の支給に要した費用につきましては、国において支給額の全額を特例的に財政支援することとされております。

また、青森市国民健康保険条例の改正箇所につきましては、資料 2 の新旧対照表記載のとおり、附則に第 5 項から第 10 項までを追加するものです。

最後に、本条例の施行期日は、公布の日から施行することとし、改正後の規定は、令和 2 年 1 月 1 日から適用するものです。

以上、議案第 113 号「青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 113 号は、原案のと

おり可決すべきものと決しました。

この際、理事者の入替えを行います。税務部長ほか、税務部職員の皆さんは、退席していただいて結構です。

〔税務部長ほか税務部職員退室、総務部長ほか総務部職員入室〕

○木戸喜美男委員長 次に、議案第 112 号「青森市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。 本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 112 号「青森市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

資料 1 を御覧ください。

まず、改正理由であります。青森市役所本庁舎及び青森市急病センターを御利用する際の駐車場につきましては、現在本庁舎北側にあります「北のひろば」を臨時駐車場として御利用していただいておりますけれども、本条例は、本年 1 月に本庁舎供用開始後から整備を進めております新たな駐車場が 10 月上旬から供用開始になることに伴いまして、駐車場管理に必要な事項を定めるため改正するものであります。

改正の内容であります。資料 2 の新旧対照表も合わせて御覧いただきたいと思っております。

まず、駐車料金につきましては、午前 8 時から午前 0 時までの時間帯を「普通駐車」とし、市役所に用件がある場合については、旧駐車場と同じく最初の 1 時間を無料とし、以後 30 分ごとに 110 円の駐車料金を徴収することとしており、また、最初から駐車場を利用目的とする場合につきましては最初の 1 時間については 220 円とし、以降 30 分ごとに 110 円の駐車料金を徴収する形としております。

また、午前 0 時から午前 8 時までの時間帯を「夜間駐車」とし、夜間駐車料金は、他の市有駐車場と同額の 650 円とする改正内容をしようとするものであります。

さらに、青森市急病センターを利用する方々の駐車料金につきましては、普通駐車及び夜間駐車に限らず、駐車料金を無料とする内容にしたいと考えております。

旧駐車場はこれまで料金徴収等の業務を駐車場管理員が行ってございましたけれども、新たな駐車場については料金精算機の設置による無人管理での運用を予定しておりまして、さらに、現在利用している臨時駐車場につきましては、市民の方々が集い、憩える「北のひろば」として今後活用していくこととしております。

新旧対照表については、同様の内容を規定しているものでありますので、御覧いただきたいと思っております。

以上、議案第 112 号「青森市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 112 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 115 号「青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 議案第 115 号「青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧いただきたいと思っております。

初めに、改正理由ですが、消防団員等が公務災害により損害補償を受ける場合は、補償基礎額を基礎として支給しているところであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に定める基準に従いまして、青森市消防団員等公務災害補償条例に基づき年金等を支給しているところであります。

このたび、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたこと及び先ほど申し上げました非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正され、令和 2 年 3 月 27 日に公布されましたことから、本市におきましても、青森市消防団員等公務災害補償条例の一部改正を行おうとするものであります。

改正の概要であります。まず、補償基礎額につきましては、勤務年数 10 年未満の場合、表に記載がありますが、団長及び副団長の場合の補償基礎額を 1 万 2400 円から 1 万 2440 円に、分団長及び副分団長の場合の補償基礎額を 1 万 600 円から 1 万 670 円に、部長、班長及び団員の補償基礎額を 8800 円から 8900 円に、また、勤務年数 10 年以上 20 年未満及び 20 年以上の各階級の補償基礎額についても、資料記載のとおり引き上げる改正を行うものであります。

また、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額につきましても、8800 円から 8900 円に引き上げる改正をするものであります。

次に、略称規定と申しますけれども、文言の略称規定についてです。「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」について、「事故発生日」と読み替える略称規定を追加する改正をするものであります。

最後に、民法の改正によりまして、法定利率が変動制になることに伴いまして、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期

間等の算定に用いる利率を「百分の五」だったものを「事故発生日における法定利率」に改める改正を行うものであります。

施行期日につきましては、本条例の公布の日から施行して、令和2年4月1日から適用することとしております。

なお、本条例の該当者であります。遺族補償年金受給者が2名、障害補償年金受給者が1名の計3名が本条例の該当者となっているところであります。

以上、議案第115号「青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第115号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第116号「契約の締結について（青森市立浪館小学校校舎屋根・外壁改修工事）」を議題といたします。本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 議案第116号「契約の締結について（青森市立浪館小学校校舎屋根・外壁改修工事）」について、御説明申し上げます。

資料を御覧いただきたいと思えます。

工事の名称及び場所につきましては、資料に記載のとおりとなっております。

工事概要であります。屋根改修面積計1952平方メートル、外壁改修面積4491平方メートルの建築一式工事でありまして、工期につきましては、令和3年3月31日までとなっております。

入札結果であります。去る4月23日に総合評価落札方式による一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社盛興業社と1億6368万円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料といたしまして入札執行票及び公告等の資料を添付しております。

以上、議案第116号「契約の締結について（青森市立浪館小学校校舎屋根・外壁改修工事）」について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり可決すべきものと決す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 116 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 117 号「契約の締結について（青森市中央卸売市場青果低温倉庫低温設備改修工事）」を議題といたします。本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 議案第 117 号「契約の締結について（青森市中央卸売市場青果低温倉庫低温設備改修工事）」について、御説明申し上げます。

資料を御覧いただきたいと思えます。

工事の名称及び場所につきましては、資料に記載のとおりとなっております。

工事概要であります。青果低温倉庫の冷凍機取替えなどの冷蔵設備改修工事となっております。工期につきましては、令和 3 年 3 月 26 日までとなっております。

入札結果であります。去る 4 月 23 日に総合評価落札方式による一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、大青工業株式会社と 2 億 6785 万円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料といたしまして入札執行票及び公告等の資料を添付しております。

以上、議案第 117 号「契約の締結について（青森市中央卸売市場青果低温倉庫低温設備改修工事）」について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 117 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)